

# 答 申 書

平成24年度

豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会

平成25年1月11日

豊田市長  
太田稔彦様

豊田市議員報酬等及び特別職  
の給料に関する審議会  
会長 今川 晃

豊田市議員報酬及び特別職の給料の額並びに市議会の会派  
又は議員に交付する政務調査費の額について（答申）

平成24年10月26日に貴職から諮問を受けました下記のことについて、  
次のとおり答申いたします。

記

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額について
- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務調査費の額について

## 第1 答 申 内 容

- 1 市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額（以下「特別職等の報酬及び給料の額」という。）について

特別職等の報酬及び給料の額を、次のとおりとすることが適当である。

区 分	月 額	改定額
議 長	753,000円	据え置き
副 議 長	687,000円	据え置き
議 員	621,000円	据え置き
市 長	1,129,000円	据え置き
副 市 長	951,000円	据え置き
教 育 長	763,000円	据え置き
事 業 管 理 者	763,000円	据え置き
常勤の監査委員	664,000円	据え置き

- 2 市議会の会派又は議員に交付する政務調査費の額（以下「政務調査費の額」という。）について

現行の議員一人あたり、年額380,000円を据え置くことが適当である。

- 3 付帯意見

今回、政務調査費の額は、現在の使途基準に対して据え置くこととしたが、地方自治法の改正に伴い、「政務調査費」から「政務活動費」への移行途上であることを踏まえ、使途基準への追加が検討されている「要請・陳情に係る経費」及び「広報広聴費の対象項目（ホームページ維持管理費、文書通信費）の拡大」を含めて審議を深めた。

次期、市議会定例会において使途基準の改正が行われた場合については、これらの活動は、速やかに実施に移すことが市民からの期待に応えることであり、その経費についても加えて措置することが妥当であると判断した。

その加えるべき額は、150,000円が妥当との意見を得た。

議論の詳細については後述の「第4 政務調査費の額についての考え方」のとおり。

## 第2 審 議 経 過

当審議會は、平成24年10月26日に貴職から特別職等の報酬及び給料の額並びに政務調査費の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について意見を求められた。

これに対し、当審議會は、前回の審議會以降の社会経済情勢の変化や、国、他の中核市及び県内各市の状況、本市の財政状況や業務の変化など、本市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、別記の参考資料に基づいて慎重に検討した結果、上記の結論に達した。

### 1 審議會開催状況

第1回審議會	平成24年10月26日
第2回審議會	平成24年11月9日
第3回審議會	平成24年11月27日
第4回審議會	平成24年12月14日
第5回審議會	平成24年12月21日
第6回審議會	平成25年1月11日

### 2 指 標

特別職等の報酬及び給料の額について審議するにあたり、特別職等の職務内容とその職責を十分認識するとともに、いわゆる情勢適応の原則や均衡の原則をも斟酌し、以下の基礎的指標を参考として、適正な額を決定することとした。

- ア 人事院勧告と本市一般職の給与改定状況
- イ 国の特別職及び国会議員並びに中核市・県内各市の特別職等の報酬及び給料の額の状況及びその比較
- ウ 特別職等の報酬及び給料の額における支給比率
- エ 本市及び中核市・県内各市の財政状況
- オ 豊田市の投資的経費の推移
- カ 最近の経済情勢

また、政務調査費の額に関しては、現行の使途基準に照らし合わせて、次の指標を参考にして額の妥当性を審議した。

- キ 豊田市議会政務調査費条例で規定する使途基準
- ク 中核市・県内各市における政務調査費の状況及びその比較
- ケ 政務調査費使途別支出状況

### 第3 特別職等の報酬及び給料の額についての考え方

本市においては、平成17年の市町村合併により都市の構造変化や都市内分権の推進、多様化する市民ニーズへの対応など、取り組むべき行政活動や議会活動の範囲が拡大してきた。そのような背景を受け、市長等特別職及び市議会議員の職務はますます多様化、広域化、高度化するとともに、その職責も一層重いものとなり、これらに対応するための高度な政策形成能力が求められている。

特別職等の報酬及び給料の額は、その果たすべき役割及び責務に対応することが必要であり、これに加えて、一般職の給与改定及び国の特別職の報酬等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案すべきである。

また、いわゆる情勢適応の原則の観点から、改定の是非を議論するひとつの要素として人事院勧告があり、その動向を踏まえておく必要がある。前回の審議会以降の人事院勧告は、平成23年度は引き下げ、平成24年度は据え置きであった。均衡の原則の観点から、行政需要や財政規模等が同程度である中核市との状況比較を踏まえることも必要であると考えられる。

一方、日本経済の状況は、昨年3月に発生した東日本大震災によるエネルギー問題、欧州の経済不安や中国経済の先行き不透明感等から不安定な状況にあり、民間においてはいまだ回復の兆しが見えない状況にある。

本市における財政状況を見ると、大幅な市税減収の回復が見込めず、通常、普通交付税不交付団体である本市は、その減収を基金と市債に頼らざるを得ず、その中で行政水準を維持させなければならないという厳しい行財政経営が想定される場所である。

当審議会では、以上の基本的視点に基づいて、改定の是非を決定することが適当であると判断した。

#### 1 市長等特別職の給料の額

市長等特別職の給料の額については、一般職の給与改定と必ずしも連動するものではないが、当審議会では、これまでも前回の審議会後における本市の一般職員の給与改定を参考にして給料額改定の答申を行ってきた。この考え方を基本とすると、平成23年度の改定状況は引き下げ、24年度は据え置きであったことから、平成23年度の一般職員の平均給与改定率マイナス0.2%が基準となる。

今回の審議において、市長を始めとする特別職の職務は、市町村合併や経済情勢の変化により広域化、多様化し、質的にも量的にも拡大しており、また、日々の公務状況を鑑みてもこれに見合う給料にすべきであり、引き上げるべきとの意見のほか、情勢適応の原則の観点から、一般職の給与が引き下

げられているのであれば、特別職についても同様に引き下げるべきであるとの意見、更には、他の中核市の状況や一般職の給与改定の状況、市長の職務の多忙性など総合的に勘案して据え置くべきであるとの意見が出された。

当審議会として意見をとりまとめるにあたり、昨今の経済情勢、国家公務員を始めとした公務員の給与等を取り巻く環境、他の中核市の状況など検証を行った。結果として、市長の現行給料額 1,129,000 円は、中核市 41 市の平均値 1,102,244 円を若干上回るものの、ほぼ中位に位置していること。また、公務員の給与等を取り巻く環境は引き下げ基調であること。最近の製造業を中心にした企業の業績悪化により税収減の影響から予算の削減等社会情勢を考慮する必要があるが、厳しい時こそ市長の適切な政策判断が問われ、その実効性を高めるためにますますリーダーシップが求められている。したがって、このようなことを総合的に勘案し、市長をはじめとする特別職の給料は据え置きが妥当であると判断した。

## 2 市議会議員の議員報酬の額

当審議会では、市議会議員の議員報酬の額については、一般職員の給与における平成 23 年度、24 年度の改定状況を基本とすることとしたが、一方、広大な市域であることや都市内分権により議員の職責が増加したことから、その議員活動に対して相応の報酬が必要であることや均衡の原則の観点から、人口規模類似の中核市の報酬額及び全中核市の平均報酬額との比較、併せて現在の報酬額に至った経緯として本市の議員報酬が類似の中核市と比べ低額であったことからこれまで引き上げの改正が行われてきたことも考慮した。

また、現在の厳しい社会経済情勢により企業の業績回復がいまだ見込めず税収減の影響が引き続き予測され予算の削減等考慮する必要があるが、厳しい時こそ市民の意見を市政に反映させるために議員の広範な情報収集活動や市政のチェック、政策提言が非常に重要度を増しており、その期待を込めて市議会議員の議員報酬の額は、据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

## 第 4 政務調査費の額についての考え方

### 1 政務調査費の額

現行の市議会議員の政務調査費は、一人当たり年額 380,000 円で中核市の中で最も低い額となっており、中核市平均の 1,160,000 円を大きく下回っている状況にある。これは、他の中核市の多くが、本市の認めていない人件費や備品購入費などを対象経費として認めているのに対し、本市においては、調査旅費、研究研修費、資料作成費などの範囲に限定していることが要因となっているが、用途の範囲を限定することでより透明性の高い運用がされて

いると評価できる。したがって、この限定された使途基準においての実績等から判断すれば、現在の政務調査費の額は適切であり、今回は据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

## 2 政務活動費への移行による使途基準拡大に伴う額の考え方

昨年9月に改正地方自治法が公布され、名称が政務調査費から政務活動費となり「その他活動」が認められ、併せて使途基準の範囲を条例で定めることとなった。このことを受け、現在、新たな使途基準として議員活動のひとつである要請・陳情に係る経費を加えることが検討されていること、また、現在の広報広聴費の対象項目の拡大としてホームページ維持管理費、文書通信費等が検討されていることを踏まえ、必要な条例改正がなされた場合には、引き上げ要素としてこれらを考慮すべきと判断した。

引き上げ額については、新たな使途基準に要請・陳情に係る経費が認められた場合、年間2回、1回につき50,000円を想定し、上限100,000円が妥当であると判断する。また、広報広聴費の対象項目にホームページ維持管理費、文書通信費の拡大が認められた場合、引き上げ額は上限50,000円が妥当であると判断する。

なお、新たな使途基準に追加検討されている海外調査旅費については、額の審議はその運用基準をもとに検証する必要があると判断し、今回は引き上げ要素として考慮しない。次回以降、基準を整理しその額についての検証をした上で当審議会で改めて議論すべきものと判断したことを付け加えておく。

## おわりに

日本経済は、企業収益や雇用情勢など不安定で厳しい状況が続き、本市においても厳しい行財政経営が想定される中、少子高齢化への対応をはじめ行政需要は引き続き増加し、新たな行政課題への適切な対応が求められている。

また、自治体を取り巻く環境においても、地方分権の流れから地方自らの自主・自立が求められる中、基礎的自治体への権限委譲が進み、その果たすべき役割と責任が益々増大している。

このような社会経済情勢に対応するため、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市民の代表である市議会議員及び議会の果たすべき役割及び責務は、ますます増大しており、その行政手腕や議会活動に対して、これまで以上に大きな期待が寄せられている。これらのことを十分認識され、今後も市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層のご尽力をお願いするものである。

## 平成24年度豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会委員名簿

会 長 今 川 晃 (同志社大学教授)

副会長 田 端 稔 (豊田商工会議所 副会頭)

委 員 秋 山 道 子 (市民代表 公募委員)

委 員 宇 野 幸 伸 (あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)

委 員 小 幡 哲 生 (社団法人豊田青年会議所 理事長)

委 員 樹 神 基 之 (市民代表 公募委員)

委 員 澤 田 恵 美 子 (豊田市消費者グループ連絡会 会長)

委 員 服 部 亮 二 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)

委 員 古 川 利 孝 (豊田市区長会 理事)

委 員 渡 邊 正 美 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

## 別記

### 参考資料

- ・ 豊田市特別職の給料改定状況
- ・ 豊田市市議会議員の報酬改定状況
- ・ 豊田市一般職の給与改定状況
- ・ 国の特別職報酬等の改定状況
- ・ 中核市の特別職給料の状況（人口規模別）
- ・ 中核市の市議会議員報酬の状況（人口規模別）
- ・ 中核市の報酬・給与等の月額による順位
- ・ 中核市の報酬・給与等の年収による順位
- ・ 中核市の特別職給料改定状況（改定率）
- ・ 中核市の市議会議員報酬改定状況（改定率）
- ・ 愛知県内各市の特別職給料の状況
- ・ 愛知県内各市の市議会議員報酬の状況
- ・ 愛知県内各市の報酬・給与等の月額による順位
- ・ 愛知県内各市の報酬・給与等の年収による順位
- ・ 愛知県内各市の特別職給料改定状況（改定率）
- ・ 愛知県内各市の市議会議員報酬改定状況（改定率）
- ・ 豊田市の過去における特別職等給料報酬支給比率
- ・ 豊田市議会政務調査費について
- ・ 中核市における政務調査費の状況
- ・ 県内各市における政務調査費の状況（主な市及び近隣市）
- ・ 平成23年度政務調査費使途別支出状況（会派別）
- ・ 豊田市市税の推移（一般会計）
- ・ 中核市の平成23年度決算状況（普通会計）
- ・ 愛知県内各市の平成23年度決算状況（普通会計）
- ・ 中核市の平成23年度財政状況
- ・ 愛知県内各市の平成23年度財政状況
- ・ 豊田市目的別投資的経費の推移（普通会計）
- ・ 中核市及び県内各市の議員定数状況